

令和6年5月14日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表 03-3580-4111 (内線 2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、本年5月21日（火）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和6年4月17日（水）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和6年4月22日（月）

3 行政文書開示請求書に記載された事項

最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律（平成17年11月7日法律第117号）に関する以下の資料

（1）内閣法制局に提出した逐条説明文書の最終版

（2）国会答弁資料

（3）各省協議の資料

4 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）行政文書開示請求書に、上記3（1）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書として、以下の行政文書を保有しています。

「最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律（平成17年11月7日法律第117号）」に関する法律案審議録

なお、同審議録は法務省本省が内閣法制局に提出した法案の審査資料であり、その内容は以下のとおりです。

ア 概要

イ 改め文・理由

ウ 新旧対照条文

（2）行政文書開示請求書に、上記3（2）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書として、以下の行政文書を保有しています。

「最高裁判所裁判官退職手当特例法の一部を改正する法律（平成17年11月7日法律第117号）に関する国会答弁資料」

（3）行政文書開示請求書に、上記3（3）のとおり記載されたことについて、法務省本省ではその趣旨に該当すると思われる行政文書を作成又は取得しておらず、保有していません（本法律については法令協議を行っていないため。）。

このまま請求を維持された場合、行政文書の不存在を理由とする不開示決定がなされることが見込まれます。

つきましては、上記情報提供を踏まえ、請求をどうされるか回答願います。

5 開示請求手数料について

上記4の請求を維持される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となりますが、上記4（3）については行政文書の不存在による不開示決定がなされることが見込まれます。

現在、あなたからは、開示請求手数料として収入印紙300円分を受領しておりますので、過不足はありません。